

2 重複制限の確認

科研費に応募しようとする研究者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。

(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「応募区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

今回公募する研究種目においても重複制限が設けられていますので、応募に当たっては、以下の記述と28頁～33頁に示す「重複制限一覧表」を十分確認してください。

なお、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（4頁参照）に示される「不合理な重複」の考え方に該当する場合には、審査の段階で「不合理な重複」と判断される可能性がありますので、研究計画調書を作成する際には、十分に注意してください。

(2) 重複応募・受給の制限

- ① 二つの研究課題について、どちらも「研究代表者」として応募しようとする場合【「研究代表者→研究代表者」型】（28頁参照）

一人の研究者が研究代表者として応募できるのは、同一の研究種目（応募区分）の場合、1研究課題です。したがって、同一の研究種目（応募区分）に同時に複数の応募をすることはできません（継続研究課題を有する場合、同一の研究種目（応募区分）に新規研究課題を応募することはできません。）。

（表中の「－」に該当するケース）

一人の研究者が二つの研究課題にそれぞれ研究代表者として重複応募しようとする場合や、令和5（2023）年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている研究者が他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合、次のアからウの種類による重複の制限があります。

ただし、科研費（補助金分）で当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰り越し、使用する場合及び科研費（基金分）と科研費（一部基金分）で最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したことに伴う場合を除く。）を行った場合、並びに「研究計画最終年度前年度の応募」（25頁「重複応募制限の特例」参照）の場合を除きます。

ア 一つの研究課題にのみ応募できる場合（表中の「×」に該当するケース）

イ 継続研究課題を実施するため、新規研究課題の応募ができない場合

（表中の「▲」に該当するケース）

ウ 双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

〔表中の「■」については、甲欄の研究種目が優先されます。
「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。〕

② 研究代表者として応募する研究者が、他の研究課題の研究分担者として参画しようとする場合
【「研究代表者→研究分担者」型】（30頁参照）

一人の研究者がある研究課題に研究代表者として応募するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、令和5(2023)年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、特別推進研究などを中心に、次のアからウの種類による重複の制限があります。

- ア 一つの研究課題にのみ応募できる場合（表中の「×」に該当するケース）
- イ 継続研究課題を実施するため、新規研究課題の応募ができない場合（表中の「▲」に該当するケース）
- ウ 双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

【表中の「■」については、甲欄の研究種目が優先されます。】

③ 研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合
【「研究分担者→研究代表者」型】（32頁参照）

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究代表者としても応募しようとする場合、あるいは、令和5(2023)年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、特別推進研究などを中心に、②と同様の重複の制限があります。

【表中の「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。】

④ 研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合
【「研究分担者→研究分担者」型】

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、令和5(2023)年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、特別推進研究については、二つの研究課題に研究分担者として参画することはできません。また、既に特別推進研究の研究分担者となっている場合に他の特別推進研究の研究分担者として参画することもできません。

(3) 受給制限のルール

重複制限のうち、「双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合にはいずれか一方の研究課題の研究のみ実施する」もの（受給制限）の取扱いは以下のとおりとします。

「■」又は「□」に該当する応募で双方が採択された場合の取扱い

ア 「研究代表者」と「研究代表者」の場合（特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究代表者の場合など）に、重複制限の結果、定められたルールにより甲欄又は乙欄の研究種目のみを実施することになった場合、実施できない研究課題については廃止（又は辞退）しなければなりません。特に、「学術変革領域研究」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」における「計画研究」課題の研究代表者が特別推進研究の研究代表者として採択された場合、「計画研究」課題の研究代表者の交替はできず、当該「計画研究」課題を廃止することとなるため、十分留意してください。

イ 特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究分担者の重複制限の結果、特別推進研究の研究課題（研究代表者）のみ実施することになった場合には、特別推進研究以外の研究課題については、「研究分担者」を削除しなければなりません。

なお、「研究分担者」を削除すると研究が継続できない研究課題は、廃止（又は辞退）しなければなら

りません。

(4) その他の留意点

- ① 重複制限ルール上重複応募等が可能な場合であっても、「多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくなるよう」十分留意してください。あわせて、4頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容にも十分留意してください。
- ② 令和4(2022)年度公募から公募時期が早期化されたことに伴い、重複制限が適用される研究種目のうち公募時期が異なるものがありますので、「重複制限一覧表」を十分確認してください。**重複制限が適用される場合には、既に電子申請システム上で提出(送信)済みの課題を取り下げたとしても、もう一方の研究種目に新たに応募することはできません。**
例1：基盤研究(A)に研究代表者として応募した後に、基盤研究(B)に研究代表者として応募することはできません(基盤研究(A)の応募を取り下げた場合も同様)。
例2：学術変革領域研究(A)(計画研究)に研究代表者として応募した後に、挑戦的研究(開拓)に研究代表者として応募することはできません。学術変革領域研究(A)(計画研究)を取り下げた場合も同様)。
- ③ 前年度公募の研究種目に応募しているが、当年度公募の公募期間中に審査結果が通知されていない場合は、審査中の前年度公募の研究種目と当年度公募の研究種目の間には重複制限は適用されません。ただし、前年度公募の研究種目が採択され、交付決定された場合には、採択された研究課題を継続課題として、当年度公募の研究種目との間に重複制限が適用されます。
例：令和4(2022)年度公募の挑戦的研究(開拓)に研究代表者として応募し、令和5(2023)年度公募の学術変革領域研究(A)(計画研究)の公募期間中に審査結果が通知されていない場合は、令和5(2023)年度公募の学術変革領域研究(A)(計画研究)に応募することができます。ただし、その後挑戦的研究(開拓)に採択・交付決定された場合には、挑戦的研究(開拓)を継続課題として学術変革領域研究(A)(計画研究)との間に重複制限が適用されます。
- ④ 継続研究課題の研究組織に変更があった場合など、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。
- ⑤ 複数の研究機関において応募資格を有する研究者が複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複制限は、研究者(研究代表者又は研究分担者)に着目して適用されます。
- ⑥ 「重複制限一覧表」の確認に当たり、「学術変革領域研究」及び「新学術領域研究(研究領域提案型)」における「総括班」研究課題への参画形態は特殊である(「令和5(2023)年度科学研究費助成事業一科研費一公募要領(文部科学省)」参照)ため、次の点に注意してください。
ア 「学術変革領域研究」及び「新学術領域研究(研究領域提案型)」の「総括班」研究課題の「研究代表者」は、「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係性を「重複制限一覧表」の該当欄で確認してください。
イ 「学術変革領域研究」及び「新学術領域研究(研究領域提案型)」の「総括班」研究課題の「研究分担者」は、「計画研究(「総括班」研究課題以外の計画研究)への参画形態(研究代表者又は研究分担者)」と「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係を「重複制限一覧表」で確認してください。
- ⑦ 文部科学省が公募する研究種目において、「研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者」又は「令和5(2023)年度に継続が予定されている研究課題(継続研究課題)の研究代表者又は研究分担者となっている者」に係る重複制限については、「重複制限一覧表」を確認してください。
- ⑧ 日本学術振興会特別研究員(SPD・PD・RPD・CPD)が受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関において応募資格を得た場合には、「学術変革領域研究(A)の公募研究」、「基盤研究(B・C)」、「挑戦的研究(萌芽)」、「若手研究」、「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))(CPDを除く)」について応募することが可能です。
日本学術振興会特別研究員(SPD・PD・RPD・CPD)の重複制限の確認に当たっては、特別研究員奨励費の交付を受けていない場合においても、「重複制限一覧表」の「特別研究員奨励費(特別

研究員)」を確認してください。

- ⑨ 重複制限が適用される研究種目（「特別推進研究」、「学術変革領域研究の計画研究（「総括班」研究課題を含む）」、「基盤研究（S・A）」、「挑戦的研究（開拓）」、「研究活動スタート支援」）に応募した後、日本学術振興会特別研究員に採用され、応募した研究種目も採択された場合にはいずれか一方を選択することになります。

また、日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD・CPD）が、採用期間中に重複制限が適用される研究種目へ応募することは認められません。

このため、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。

- ⑩ 科研費と他の競争的研究費制度との間には重複制限は設けていませんが、4頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容に十分留意してください。特に、特別推進研究の審査では、戦略的創造研究推進事業により助成されることが戦略目標に照らし相応しい研究課題については、原則採択しないこととしていますので、応募に当たっては、留意してください。

(5) 重複応募制限の特例

(研究計画最終年度前年度の応募)

- ① 「特別推進研究及び、基盤研究（基盤研究（B・C）応募区分「特設分野研究」を除く。）の研究課題のうち当初交付内定時の研究期間が4年以上のもの又は若手研究（※1）の研究課題のうち当初交付内定時の研究期間が3年以上のもので、令和5（2023）年度が研究期間の最終年度（※2）に当たる研究課題（継続研究課題）の研究代表者」が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望する場合には、「研究計画最終年度前年度の応募」として応募することができます。

なお、一つの継続課題を基に、この特例により今回の公募で新たに応募できる課題数は、1課題に限ります。

(※1) 平成29(2017)年度以前に採択された「若手研究（A・B）」についても同様の取扱となります。

(※2) 産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したことに伴い研究期間を延長した研究課題の場合、延長後の最終年度を指します。

- ② 「研究計画最終年度前年度の応募」により、新たに応募することができる研究種目は、次の表のとおりです。

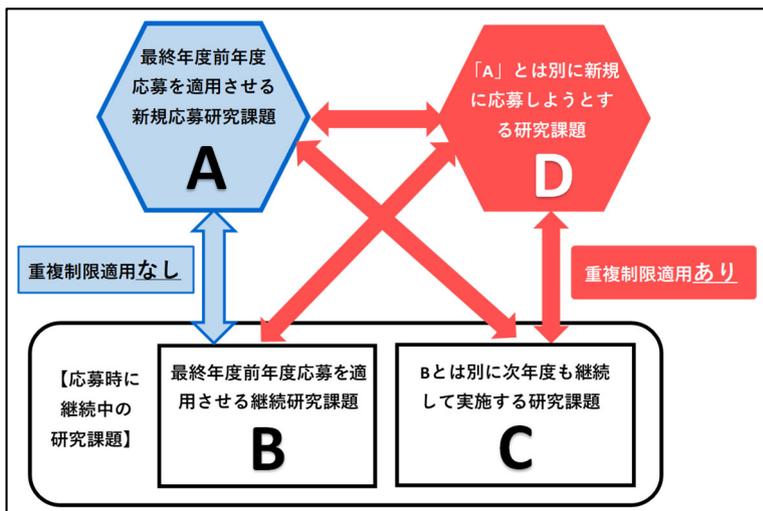
研究計画最終年度前年度の応募が可能な継続研究課題	新たに応募することができる研究種目
特別推進研究の研究課題うち、研究期間が4年以上の研究課題	基盤研究（S・A・B・C）
基盤研究（S・A・B・C）の研究課題のうち、研究期間が4年以上の研究課題 (応募区分「特設分野研究」を除く。)	特別推進研究、 基盤研究（S・A・B・C）
若手研究の研究課題のうち、研究期間が4年以上の研究課題	基盤研究（S・A・B・C）
若手研究（A・B）の研究課題のうち、研究期間が4年の研究課題	基盤研究（S・A・B・C）
若手研究、若手研究（A・B）の研究課題のうち、研究期間が3年の研究課題	基盤研究（S・A・B）

- ③ 基盤研究（B・C）応募区分「特設分野研究」の研究課題を基に、「研究計画最終年度前年度の応募」として新たに応募することはできません。

- ④ 「研究計画最終年度前年度の応募」による新規応募研究課題と、その基となる継続研究課題との間においては、重複制限は適用されません。

ただし、これらの研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

図1 研究計画最終年度前年度の応募の重複制限のイメージ



「研究計画最終年度前年度の応募」による新規応募研究課題を「A」、その基となる継続研究課題を「B」とします。この場合、「A」と「B」との間に重複制限は適用されません。仮に研究代表者として「B」以外に研究課題「C」が既に採択されており、次年度も継続して実施する場合は「A」と「C」との間に重複制限が適用されます。また、「研究計画最終年度前年度の応募」とは別に新規で応募しようとする研究課題「D」がある場合は、「A」と「D」、「B」と「D」、「C」と「D」の間にそれぞれ重複制限が適用されます。

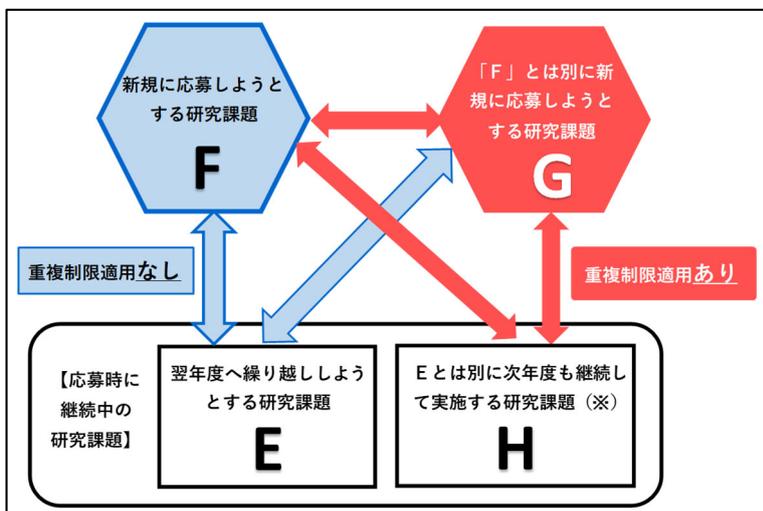
- ⑤ 「研究計画最終年度前年度の応募」として新たに応募し、採択された研究種目が特別推進研究又は基盤研究（A・B・C）の場合には、その基となった継続研究課題に係る令和5（2023）年度の科研費（補助金分）は交付されず、科研費（基金分）は令和4（2022）年度をもって廃止する必要があります。また、新規応募研究課題の研究種目が基盤研究（S）の場合には、交付内定時期が5月上旬以降となるため、継続研究課題の交付が行われることがあります。交付された場合であっても、廃止した上で全額返還する必要があります。

このため、新規応募研究課題の研究計画調査は、令和5（2023）年度の継続研究課題の研究計画を実施するに当たって必要となる経費を含めて作成してください。なおこの際、新規応募研究課題が採択された場合であっても、継続研究課題の研究成果報告書を令和6（2024）年6月30日までに提出することとなりますので、成果のとりまとめに必要な経費も含めて作成してください。

（科研費（補助金分）の翌年度への繰越しに伴う重複応募制限の取扱い）

- ① 科研費（補助金分）で、当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰り越し、使用する場合には、繰越しの承認を受けた補助事業と新たに応募しようとする研究課題の間においては、重複制限は適用されません。
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

図2 科研費（補助金分）の翌年度への繰越しに伴う重複応募制限のイメージ



応募時に継続中の研究課題で、繰り越ししようとする研究課題を「E」、今回の公募で応募しようとする課題を「F」とすると、「E」と「F」との間に重複制限は適用されません。ただし、今回の公募で「F」とは別の「G」の課題に応募しようとした時は、「E」と「G」との間に重複制限は適用されませんが、「F」と「G」との間には重複制限が適用されます。

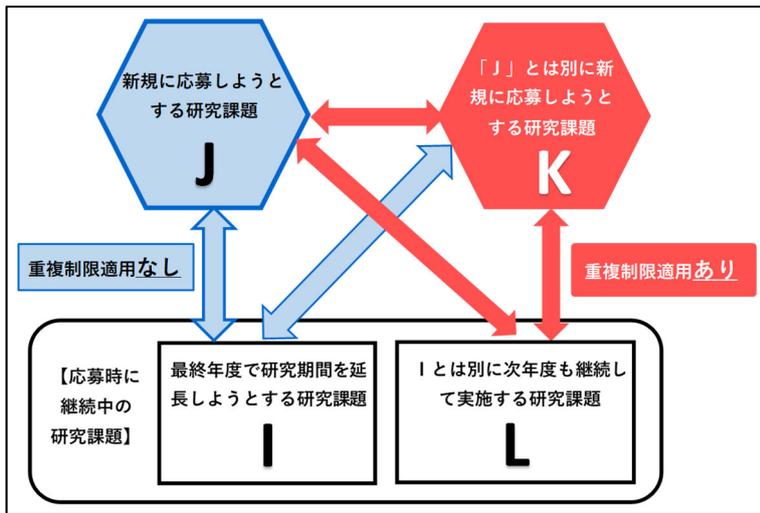
また、「E」以外の別の課題「H」を次年度も継続して実施する場合には、「F」と「H」との間に重複制限が適用されます。同様に「G」の課題に応募する場合も「G」と「H」との間に重複制限が適用されます。

※「H」は、「E」と同じ研究課題であって繰り越ししようとする年度の次年度に実施する補助事業も該当します（例えば、研究期間が令和5（2023）年度も継続する研究課題の場合、繰り越ししようとする令和4（2022）年度補助事業は図2の「E」、令和5（2023）年度補助事業は「H」にあたります）。

(科研費（基金分）の研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い)

- ① 科研費（基金分）と科研費（一部基金分）で、最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したこと）に伴う場合には、重複制限は適用されません。
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

図3 科研費（基金分）の研究期間の延長に伴う重複制限のイメージ



応募時に継続中で、研究期間が最終年度の研究課題のうち、研究期間の延長（産前産後の休暇等により研究を中断した場合を除く）を行おうとする研究課題を「I」、今回の公募で応募しようとする課題を「J」とすると、「I」と「J」との間に重複制限は適用されません（上記①の場合）。ただし、今回の公募で「J」とは別の「K」の課題に応募しようとした時は、「I」と「K」との間に重複制限は適用されませんが、「J」と「K」との間には重複制限が適用されます。

また、「I」以外の別の課題「L」を次年度も継続して実施する場合には、「J」と「L」との間に重複制限が適用されます。同様に「K」の課題に応募する場合も「K」と「L」との間に重複制限が適用されます。